

## 1 目的

このガイドラインは、「同志社女子大学研究倫理規準」第8条第1項及び第2項に基づき、同志社女子大学（以下「本学」という。）の公正な研究活動を推進するために本学における研究データ等の保存及び開示について必要な事項を定める。

## 2 定義

- (1) このガイドラインにおいて「研究データ等」とは、本学の研究者が研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を指す。
- (2) このガイドラインにおいて「研究者」とは、「同志社女子大学研究倫理規準」第3条第1項に定める者を指す。

## 3 研究データ等の保存方法

- (1) 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、可能な限りその過程を実験・観察記録ノートなどの形で記録に残さなければならない。実験・観察記録ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つような十分な情報を記載し、かつ可能な限り事後の改変を許さない形で作成しなければならない。実験・観察記録ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (2) 研究者は、学会発表等研究成果の公表のもととなった研究データ等を、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用、参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性、追跡可能性の担保に留意しなければならない。なお、電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。
- (3) 研究代表者は共同研究にあたって、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データ等のうち必要なものについて、バックアップをとって保存する、ないしは研究データ等の所在を把握し、追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。
- (4) 研究代表者の転出や退職等、3(3)の措置を講じる者がいない場合には、「同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程」第6条に定める研究倫理教育責任者（以下「研究倫理教育責任者」という。）は、これに準じた措置を講じなければならない。

## 4 研究データ等の保存期間

研究データ等の保存期間は、学会発表等研究成果の発表後10年間が望ましい。ただし、試料（実験試料、標本）や装置等の現物については、5年間を目安とする。なお、紙媒体の資料等保存スペースの制約を受けるもの、保存が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

## 5 研究分野の特性に応じた対応

研究倫理教育責任者は、研究データ等の保存方法及び保存期間その他について、3及び4にかかわらず、研究分野の特性に応じて別途定めることができる。

## 6 研究データ等に含まれる個人情報・個人データ等の取扱い

保存する研究データ等に含まれる個人情報・個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに準ずるものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

## 7 研究データ等の開示

研究者は、学会発表等研究成果について、「同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程」第3条第3項に基づき、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。ただし、転出又は退職に際して当該研究者が研究データ等の保存を、研究代表者又は研究倫理教育責任者に移管している場合は、研究代表者又は研究倫理教育責任者が開示するものとする。

8 事務

このガイドラインに関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

9 改廃

このガイドラインの改廃は、研究倫理委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

このガイドラインは、2020年4月1日から施行する。